

## 水第 6 号議案 横浜市水道料金等在り方審議会条例の制定

### 1 制定の趣旨

水道事業を取り巻く状況として、基幹施設及び管路の更新需要が増大する中、節水機器の高性能化や企業のコスト削減などにより、少量使用者が増加し多量使用者が減少することで、給水量の減少以上に水道料金収入が減少しています。

また、今後は、人口減少社会の到来により、水道料金収入の長期的な減収が見込まれる厳しい経営環境にあり、横浜水道中期経営計画(平成 28 年度～31 年度)では、料金体系の在り方について、31 年度までに取りまとめるという目標を掲げ、局内検討を進めています。

持続可能な経営基盤の強化を図るためには、基幹施設及び管路の長期的な更新需要などを踏まえたうえで必要な料金水準を見極め、料金体系を検討する必要がありますが、これら水道料金等の在り方は水道事業を支える根幹であるとともに、市民生活へ大きな影響を与えるものです。

そのため、広く外部有識者の意見を聴取する必要があることから、附属機関として「横浜市水道料金等在り方審議会」を設置します。

### 2 審議の概要

#### (1) 審議内容

今後更に厳しさを増す財政状況を踏まえ、適正な料金負担の確保と持続可能な事業運営を図るため、本市にふさわしい水道料金等の在り方について主に次の 4 点を審議します。

- ア 水道料金体系の在り方の検討に関する事
- イ 水道料金水準の在り方の検討に関する事
- ウ 水道利用加入金の在り方の検討に関する事
- エ その他水道事業管理者が必要と認める事項

#### (2) 委員構成

外部有識者 10 人以内

(分野：水道技術、経営、利用者代表(市民、企業)、会計等)

その他、臨時委員、専門委員を置くことができます。

### 3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

### 4 今後の予定

平成 30 年 4 月 委員委嘱、諮問

平成 30 年 5 月～31 年 8 月 審議会(8 回程度)

平成 31 年 9 月頃 答申

### 5 その他

本条例は、答申を水道事業管理者が受けた日限り、その効力を失います。

## 【参考】これまでの料金体系の在り方検討の状況について

水道料金収入の長期的な減収が見込まれる厳しい経営環境にある中、現行中期経営計画では、平成31年度までに「料金体系の在り方を取りまとめる」という目標を掲げており、28年度から29年度にかけて進めている局内検討の状況についてご報告します。

### 1 料金体系の在り方検討の背景

#### (1) 水道施設の課題

浄水場や配水池などの基幹施設や管路の多くは順次老朽化が進むため、更新・耐震化を着実に進めることが必要となります（図1）。

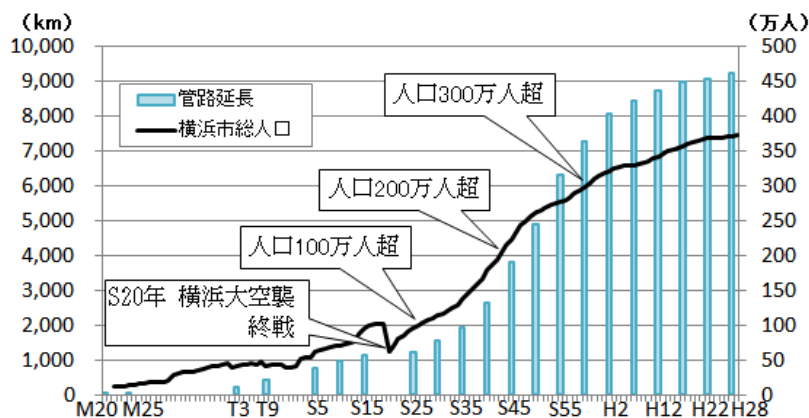


図1 横浜市総人口と管路延長の推移

#### (2) 財源の課題

節水機器の普及・高性能化や節水意識の高まりなどにより水需要が減少し、今後は更に人口減少社会が到来するため、水道料金収入の減少が続く見込みです（図2）。

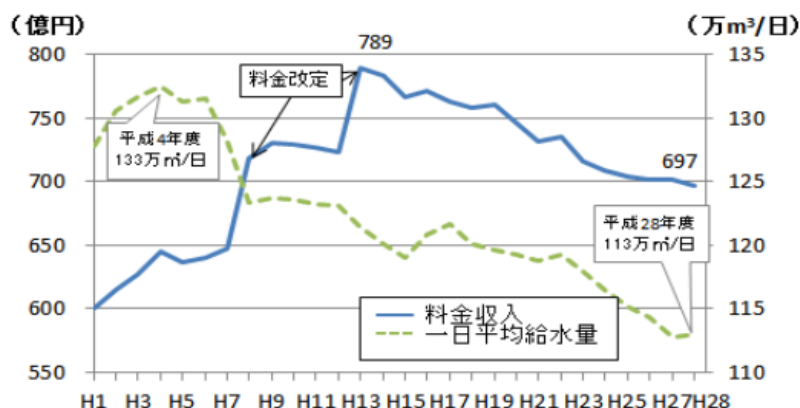


図2 一日平均給水量と水道料金収入（税込）

#### (3) 水道料金体系と水道利用加入金の課題

本市では生活用水をできるだけ安く提供するために、基本料金を低く抑え、使用量が多くなるほど単価が高くなる逓増型の水道料金体系を採用しています。

また、水道利用加入金についても流入人口の抑制を図るという導入当初の目的が、本市の現状に合わなくなってきており、抜本的な見直しが必要です。

### 2 検討の進め方

28年度から局内プロジェクトを設置し、

- (1) 基幹施設及び管路の更新事業費の縮減・平準化
- (2) 更なる局内業務改革、委託の拡大
- (3) 最適な財源調達手法
- (4) 水需要予測の見直し
- (5) 財政収支見直し

の検討を進めるとともに、29年度からは

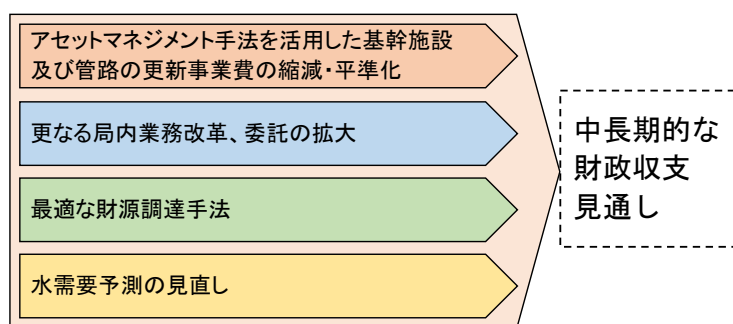


図3 局内検討の進め方

### 3 具体的な検討状況

#### (1) 更新事業費の検討

次期中期経営計画（平成 32 年度～）以降、40 年間の更新事業費が、**現行計画期間の更新事業費 295 億円/年**に対し、

ア 会計上の耐用年数ベースで約 650 億円/年  
 イ 局独自の耐用年数ベースで約 358 億円/年  
 ウ **ダウンサイジングを反映 約 353 億円/年**の試算結果を 29 年 3 月及び 5 月の常任委員会で御報告しました。

今後、更なるダウンサイジングや平準化の検討を続けます。

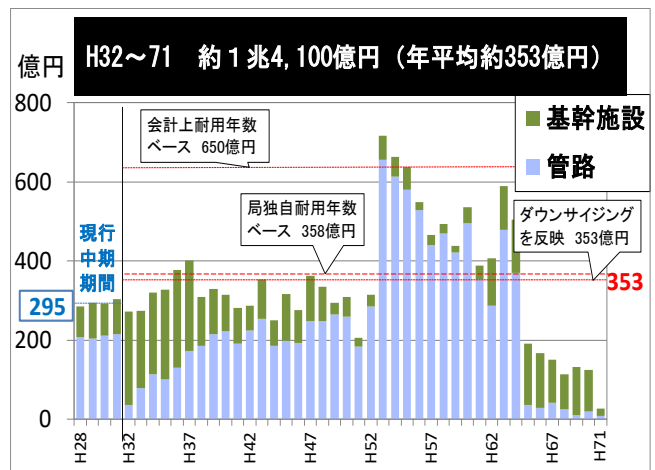


図 4 ダウンサイジングを反映した更新事業費

#### (2) 業務改革の検討

28 年度は、中・長期的な視点も含めた様々な角度から、業務の集約化、ICT活用による経常経費の削減策等について局内検討を進め、一部を 29 年度事業に反映しました。

29 年度では、水道局経営責任職で構成する「経営課題点検会議」を局内に設置し、将来課題の検討を進め 30 年度予算案に反映するとともに、局内の全業務の棚卸しを進めています。

29 年度事業に反映した主な取組	30 年度事業に反映した主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>給水装置工事に係る事務手続きの ICT 化</li> <li>検針用端末のスマートデバイス化</li> <li>局内情報システムの全体最適化指針の策定</li> <li>道志水源林での林産物売却の試行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内面塗装見直し等による管口径のダウンサイジング（年間約 4 億円の工事費を縮減）</li> <li>道路内私有管の受贈条件の見直し</li> <li>AI（人工知能）技術の水道事業活用調査</li> </ul>

#### (3) 財源調達の見直し

28 年度は、企業債の発行条件や適正な発行規模、企業債以外の財源調達方法について、監査法人に調査研究を委託し 29 年度事業に反映しました。

29 年度は、将来の企業債発行規模の更なる検討を進めるとともに、配水池の上部や事業用地などの活用手法の調査を民間コンサルタントに委託しました。

29 年度事業に反映した主な取組	30 年度事業に反映した主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>10 年満期一括償還から 30～40 年定時償還に企業債発行条件を移行</li> <li>活用予定資産におけるサウンディング調査実施（試行）に向けた検討・準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>元金返済の平準化と支払利息削減のため、30～40 年定時償還の企業債発行を継続</li> <li>サウンディング調査の試行</li> </ul>

上記(1)から(3)までの局内検討に加え、29 年度から水需要予測の見直しと、現行料金体系での財政収支見通しの検討に着手しました。

#### (4) 水需要予測見直しの検討

- ア 本市の水需要の約 8 割を占める家庭用の水利用実態調査（100 世帯）
- イ 本市の将来人口推計（最新 29 年 12 月公表）等を踏まえた水需要予測の見直し

(5) 財政収支見通しの検討

ア 現行料金体系の分析、過去 16 年間(平成 13～28 年度)の料金収入データの動向分析と将来予測

イ 業務用の大口使用者への水利用状況のヒアリング

(複合施設・ショッピングモール等、医療機関、製造業関係、食品工場)

これらを踏まえ、附属機関(審議会)の検討スケジュールに合わせて基礎資料を作成していきます。

4 審議会の進め方

局内検討によって作成していく基礎資料を基に、2年程度の審議スケジュールで審議会から答申をいただいたうえで、31年度に料金体系の在り方の方向性を取りまとめる予定です。

なお、審議会に提出する資料と審議内容は、常任委員会に報告し局ホームページで公表していきます。

<現行中期経営計画期間内における料金体系の在り方検討の進め方>

28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○アセットマネジメントによる更新事業費の縮減・平準化</li> <li>○より有利な財源調達方法の検討</li> <li>○将来を見据えた業務改革の検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>○水需要予測</li> <li>○水利用実態調査</li> </ul> </li> </ul>	財政収支見通しの検討	審議会（8回開催予定） <ul style="list-style-type: none"> <li>▶水道料金水準・料金体系の在り方</li> <li>▶水道利用加入金の在り方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶審議会答申を踏まえ 31年度取りまとめ</li> </ul>

<審議内容(案)>

30 年 度	第1回	本市の水道事業の概要説明、施設視察等
	第2回	本市の抱える料金体系の課題（料金収入実績の推移と今後の見込み等）
	第3回	本市にふさわしい更新事業費の水準と耐震化ペースの検討
	第4回	将来の財源調達の方向性、業務改革とサービス向上への取組の検討
	第5回	本市にふさわしい料金体系の方向性（加入金の在り方検討を含む）
31 年 度	第6回	料金改定を行う場合の条件や配慮すべき事項
	第7回	答申案の審議
	第8回	答申案の取りまとめ